

2021年6月30日

会員各位

ハム・ソーセージ類公正取引協議会

## ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約及び施行規則の一部変更 並びに解説の変更について

日頃より、当協議会の業務におきまして格別なる御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、6月29日付で「ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約及び施行規則（以下、「規約及び施行規則」という。）」並びに解説を変更し、冊子を作成しましたので、ご送付いたします。今回の変更は、食品表示法に基づく食品表示基準が完全施行されたことに伴う引用条項等の変更及び項目の追加、併せて、会員から要望を受け、表示検討委員会及び同専門委員会にて変更案の検討を進め、会員が運用しやすい内容に改善し整理させていただきました。

なお、今回の規約及び施行規則は6月29日より施行されていますが、施行後の内容に合わせた表示の変更については適宜ご対応していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 【主な変更点の概要】

##### 1. 「食品表示基準」との整合について

食品表示基準との整合を図る目的で、規約及び施行規則の必要表示事項、特定表示事項に「原料原産地名」、「特定原材料（アレルゲン）」等の項目を追記した。併せて、文言及び表現の変更を行った。

##### 2. 「原産国が誤認されるおそれがある国産品の表示」について

国産品であるにもかかわらず、外国の製品であると誤認させる恐れのある表示の製品については、国産品である旨を「国産」等と表示することとなっていたが、この表示が、原料なのか製品なのか誤認する恐れがあることから、「日本製」、「日本製造」、「国内製造」などの表示とする旨の表現に変更した。

##### 3. 「原料由来の異物混入の可能性等の説明表示」について

食肉製品製造において、製品に原料由来の骨などの異物（夾雑物）が混入することや製造工程上まれにソーセージが折れることなどは品質上問題はなく通常、製

造上起こり得る現象である。消費者はこれらの事象が発生した製品を購入した場合不良品と捉え、製造者に対して問い合わせや返品する事例が多数起こっている。そのため、これらを解決するために通常起こりえる可能性表示を規約に追加し表示できることとした。

**【表示例】**

・原料由来の骨や毛等が残る可能性がありますので、お召し上がりの際にはご注意ください。

4. 「特色のある原料肉を使用する場合の表示」について

会員企業から特色のある原料肉を使用した際に、強調できる機会を増やしたいとの要望があり、現行では複数の原料肉を使用する場合であって特色のある原料肉が製品中 50%を超えないと「〇〇肉使用」、「〇〇肉入り」等の表示ができなかったが、変更により強調する方法を製品中又は同種の原料肉中において 50%以上で「〇〇肉使用」、「〇〇肉入り」、10%以上で「〇〇肉入り」と表示できることとした。

5. 「焼豚、煮豚、むし豚の定義の変更」について

複数の肉塊で製造した製品について、消費者が表示で正しく識別できるように、名称の後に（成型）と表示することとした。

以上